

情報公開規程

特定非営利活動法人

ジャパン・プラットフォーム

(本規程の目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（以下、当団体という。）における公開に適した活動状況、運営内容及び財務状況に関する書類等の公開に必要な事項を定めることにより、当団体の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 当団体は、本規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開の意義を尊重するとともに、個人情報のみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を行う。

(利用者の責務)

第3条 当団体に対し、別表に規定する情報公開の対象書類の開示を申し出ようとする者は、本規程の定めるところにより、適正な申出を行うとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用するとともに、個人や団体の有する権利や利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(公告等)

第4条 当団体は、法令が定める公告のほかに、性質上公開することが相応しい情報の公開に関しては、定款第46条により、当団体のホームページに掲載して行う。

(書類の事務所備え置き等)

第5条 当団体は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。
2 当団体は、職員その他の利害関係人からの請求に対し、正当な理由がある場合を除いて、前項の書類の閲覧を認めるものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第6条 当団体の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所の管理部とする。
2 閲覧の日は、当団体の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、当団体は、業務に支障が生じないようにするため、閲覧希望者に対し、特定の閲覧日時を指定することができる。

(閲覧に関する事務)

第7条 第5条第2項に従った書類の閲覧申請があったときは、次により取り扱うものとする。
(1)様式1に定める閲覧申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
(2)閲覧申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧除外の正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供する。

(インターネットによる情報公開)

第8条 当団体は、第5条第2項の規定による閲覧のほか、当団体の諸活動に対する

理解と信頼を得るため、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項に規定による情報公開の内容、方法の詳細は事務局長が定める。

(その他)

第9条 本規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議に従って定める。

(管理)

第10条 当団体の情報公開に関する事務は管理部が取扱う。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、2019年7月31日から施行する。

2 この規程は、2019年10月18日に一部改正する。

別表1

対象書類等の名称
① 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、 事業計画書、収支予算書、理事会議事録、総会議事録
② 役員名簿
③ 職員のうち 10 人以上の者の名簿
④ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)
⑤ 上記①～④のほか、当団体が所轄庁に提出し、所轄庁により公開されている 文書類

様式1

閲覧申請書

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
代表理事 永井 秀哉 殿

申請年月日 令和 年 月 日
申請者
申請者住所 〒
電話番号

私(申請者)は、下記の閲覧(謄写)目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧(謄写)の目的

閲覧対象書類(該当するものを○で囲んで下さい。)

- ① 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、
事業計画書、収支予算書、理事会議事録、総会議事録
- ② 役員名簿
- ③ 職員のうち10人以上の者の名簿
- ④ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)
- ⑤ 上記①～④のほか、当団体が所轄庁に提出し、所轄庁により公開されている文書類

